

議員提出議案第2号

加西市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について

別紙、「加西市議会議員の期末手当の特例に関する条例」を議決されたく、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年11月28日提出

加西市議会議長 森元清蔵 様

提出者	加西市議会議員	三宅 利弘
賛成者	〃	中右 憲利
〃	〃	長田 謙一
〃	〃	衣笠 利則
〃	〃	織部 徹
〃	〃	森田 博美
〃	〃	土本 昌幸

加西市議会議員の期末手当の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市財政の健全化に供するため、加西市議会議員の期末手当を減ずる特例について定めるものとする。

(期末手当の額の特例)

第2条 加西市議会議員の受ける期末手当の額は、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和42年加西市条例第16号)第6条第2項の規定にかかわらず、次項に定めるとおりとする。

2 期末手当の額は、基準日(6月1日及び12月1日をいう。)現在(任期満了し、辞職し、除名され、死亡し又は議会の解散その他の事由により、失職した者にあつては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散その他の事由により失職の日現在)において受けるべき議員報酬の月額に、6月に支給する場合においては100分の165、12月に支給する場合においては100分の185を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成27年6月30日限り、その効力を失う。